

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	さつま町 (46392)
地域名 (地域内農業集落名)	紫尾区 (紫尾下・紫尾中・紫尾上)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	62.99 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	62.99 ha
② 田の面積	62.99 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	3.18 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	11.90 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	39.30 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	32.40 ha
(備考) ※ 担い手における区域内の経営面積は特定できないため、全体の経営面積で記載する。	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

農業者の高齢化は年々高くなってきており、農業労働力の減少による耕作放棄地の増加及び集落機能の低下が懸念され、営農形態の改善が必要となってきた。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・水稻栽培については、品質向上と収量アップに努力する。併せて、高収益の作物との複合化を検討しながら地域として産地化を図る。このほか飼料用米などについても検討する。
- ・米に替わる作物を町の重点推進作物等「さといも」「かぼちゃ」を中心に作付けを検討する。
- ・生産牛の畜産農家との連携を図り、耕畜連携による自給粗飼料の確保に向けた飼料作物(WCS)生産等に向けた検討を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理事業を活用する。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	8.16	%	将来の目標とする集積率
			20.00 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地中間管理事業を活用して集団化(集約化)に努める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
地区内の認定農業者への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地を集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
耕作放棄地については、原因を調査し対応を協議する。また、耕作放棄地にならないように、農地中間管理機構等を活用し担い手へ集積する。
(3)基盤整備事業への取組
・用水路の改修に向けて検討を進める。 ・取水口の距離が長いと、水路も小さく水が不足している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
新規参入者等がスムーズに農業を始めるため、また、その後も安定した経営ができるように、町やJA、県などと連携してフォローアップを行い、地区の後継者として育成する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
農業管理センターの農作業受委託を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

- ①鳥獣害の被害を減少させるため、防護柵や電気柵の設置を推進する(取組中100%)。あわせて地域でも餌場などを作らない取組を行っていく。
- ⑦中山間地域等直接支払い制度などを活用し、草刈り、水路整備を行う。
- ⑨竹林改良を行い筍の生産を推進する。
- ⑨農業後継者の育成・確保に努めるとともに、農作業受委託や農地の利用集積を進め、地域農業の確立と生産性向上に努める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		水稻	0.8 ha	ha	水稻	0.8 ha	ha	A1	
利用者		生産牛、 水稻、飼料	3.45 ha	ha	生産牛 水稻、飼料	3.95 ha	ha	A2	
利用者		生産牛、 水稻、野菜	2.2 ha	ha	生産牛 水稻、野菜	2.6 ha	ha	A3	
利用者		生産牛、 水稻、飼料	7.6 ha	ha	生産牛、 水稻、飼料	9.0 ha	ha	A4	
認農		生産牛、 水稻、飼料	4.5 ha	ha	生産牛、 水稻、飼料	6.4 ha	ha	A5	
認農		水稻	5.0 ha	ha	水稻	10.0 ha	ha	A6	
利用者		水稻	3.0 ha	ha	水稻	4.0 ha	ha	A7	
認就		生産牛、 水稻、飼料	6.3 ha	ha	生産牛、 水稻、飼料	6.3 ha	ha	A8	
認農		水稻、しい たけ(乾燥)、野菜	4.6 ha	ha	水稻、しい たけ(乾燥)、野菜	6.3 ha	ha	A9	終野区
			ha	ha		ha	ha		
計	9経営体		37.45 ha	ha		49.35 ha	ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業者名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

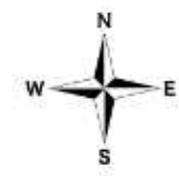
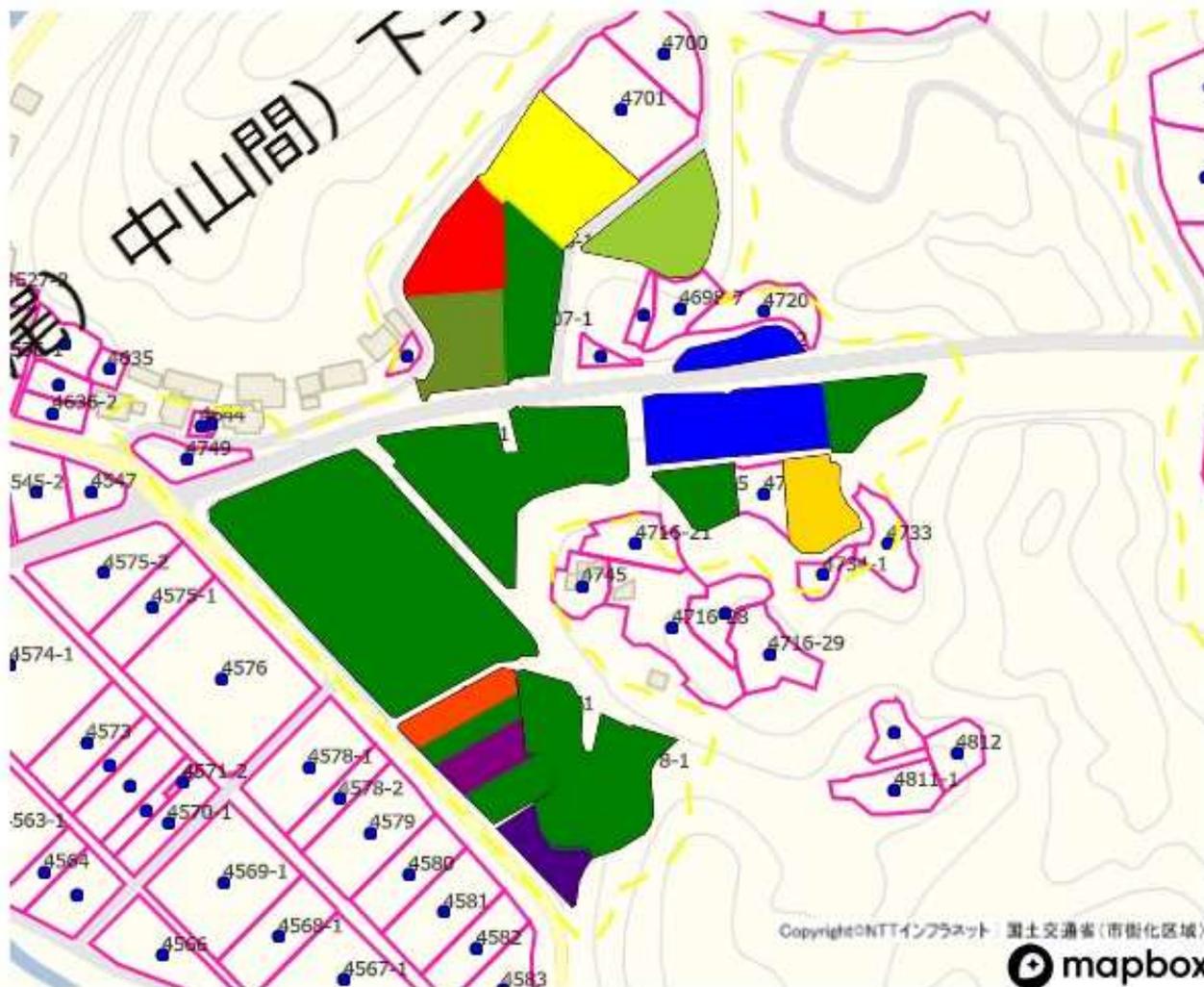
- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

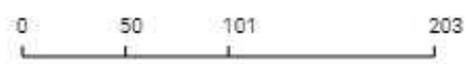
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。



紫尾区	1
-----	---

1
2
3
4
A4
5
6
7
8
9

1:3500

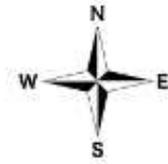




1
2
3
4
5
A5
6
A4
7
8
A3
9

1:5164

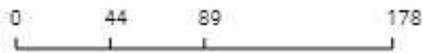


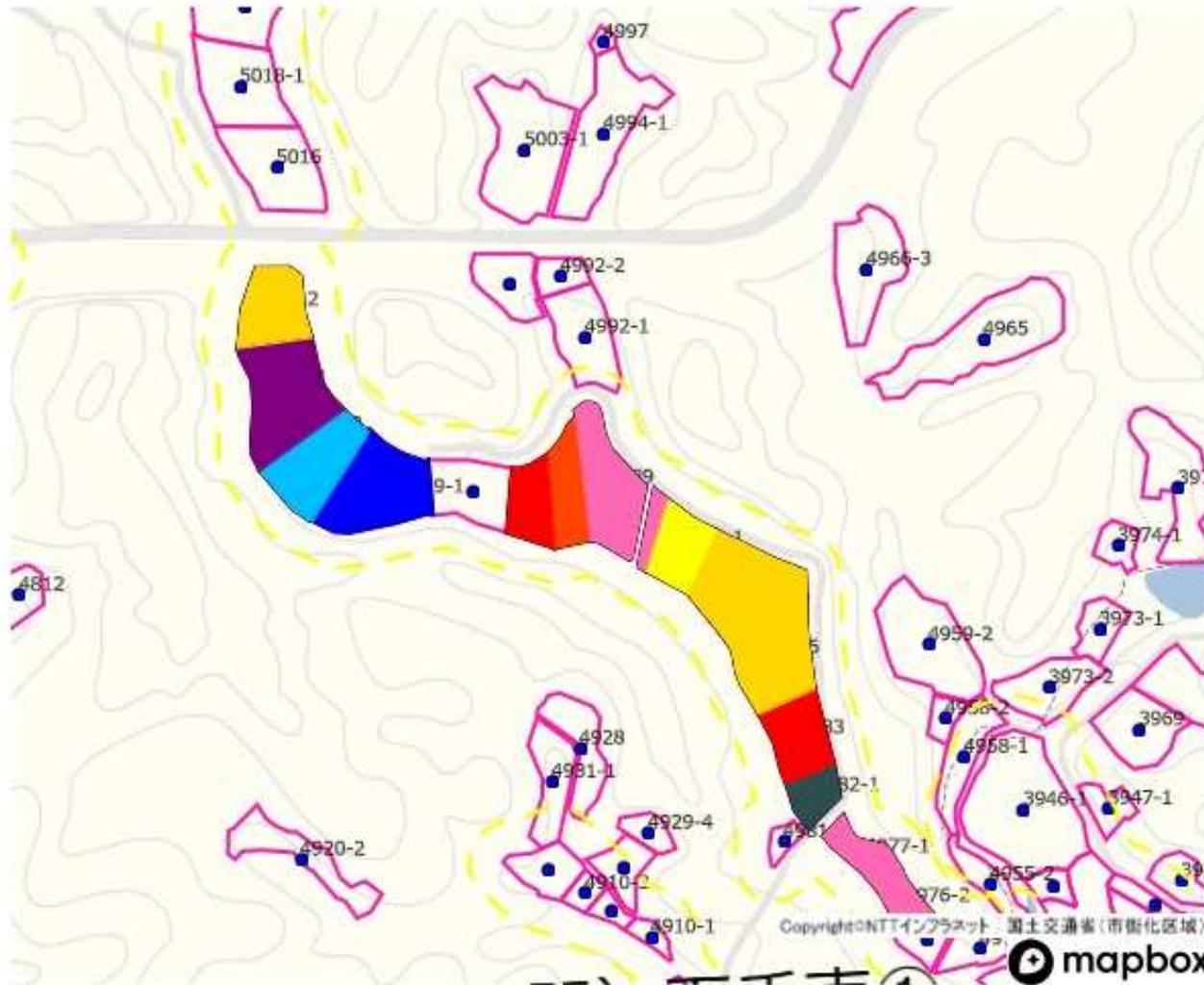


紫尾区	3
-----	---



1:3349

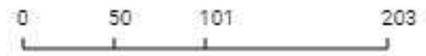




紫尾区	4
-----	---

	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9

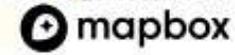
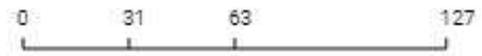
1:3954

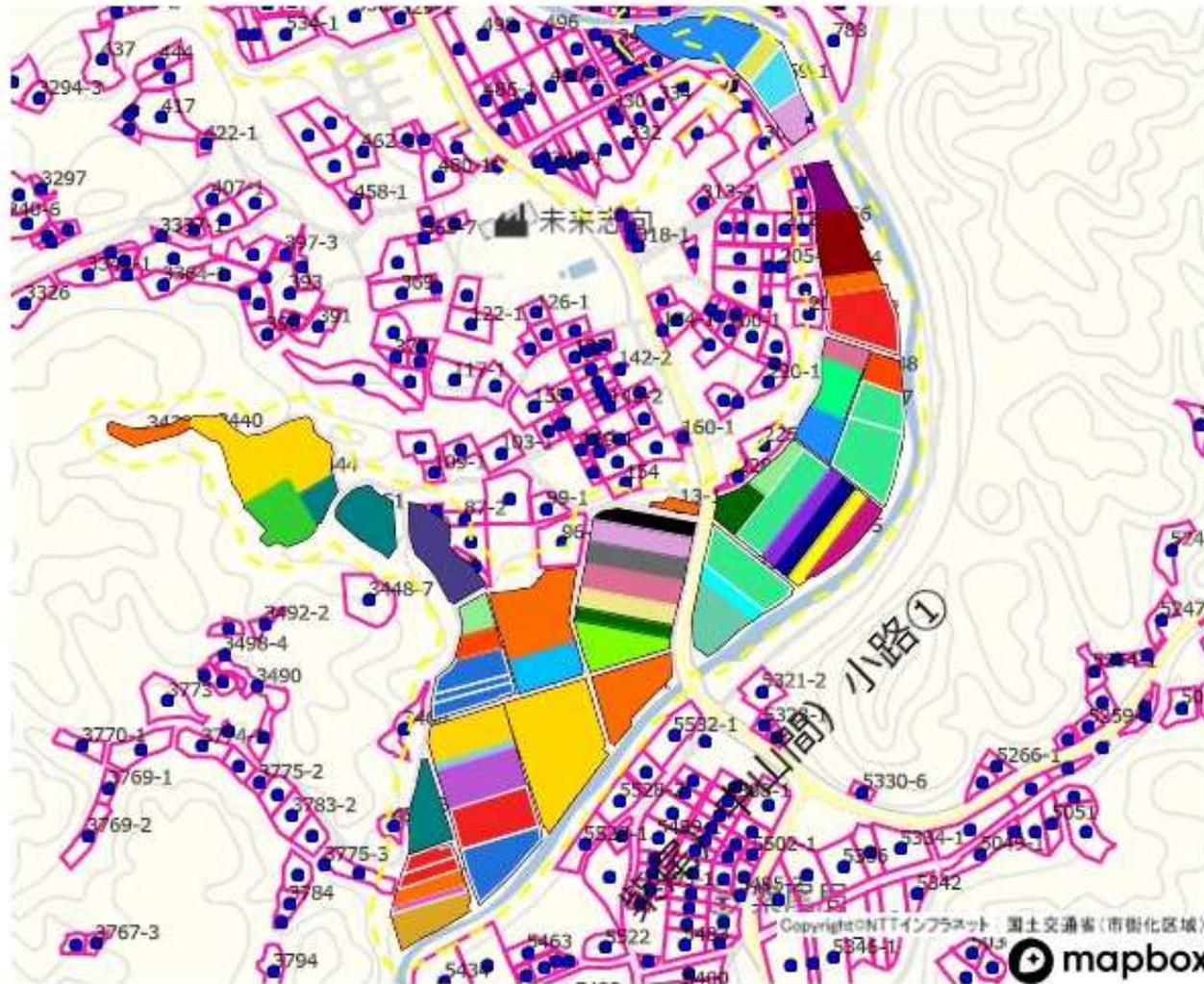




	1
	2
	3

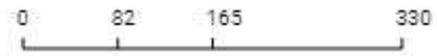
1:2128

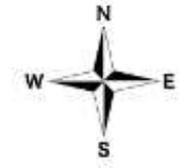
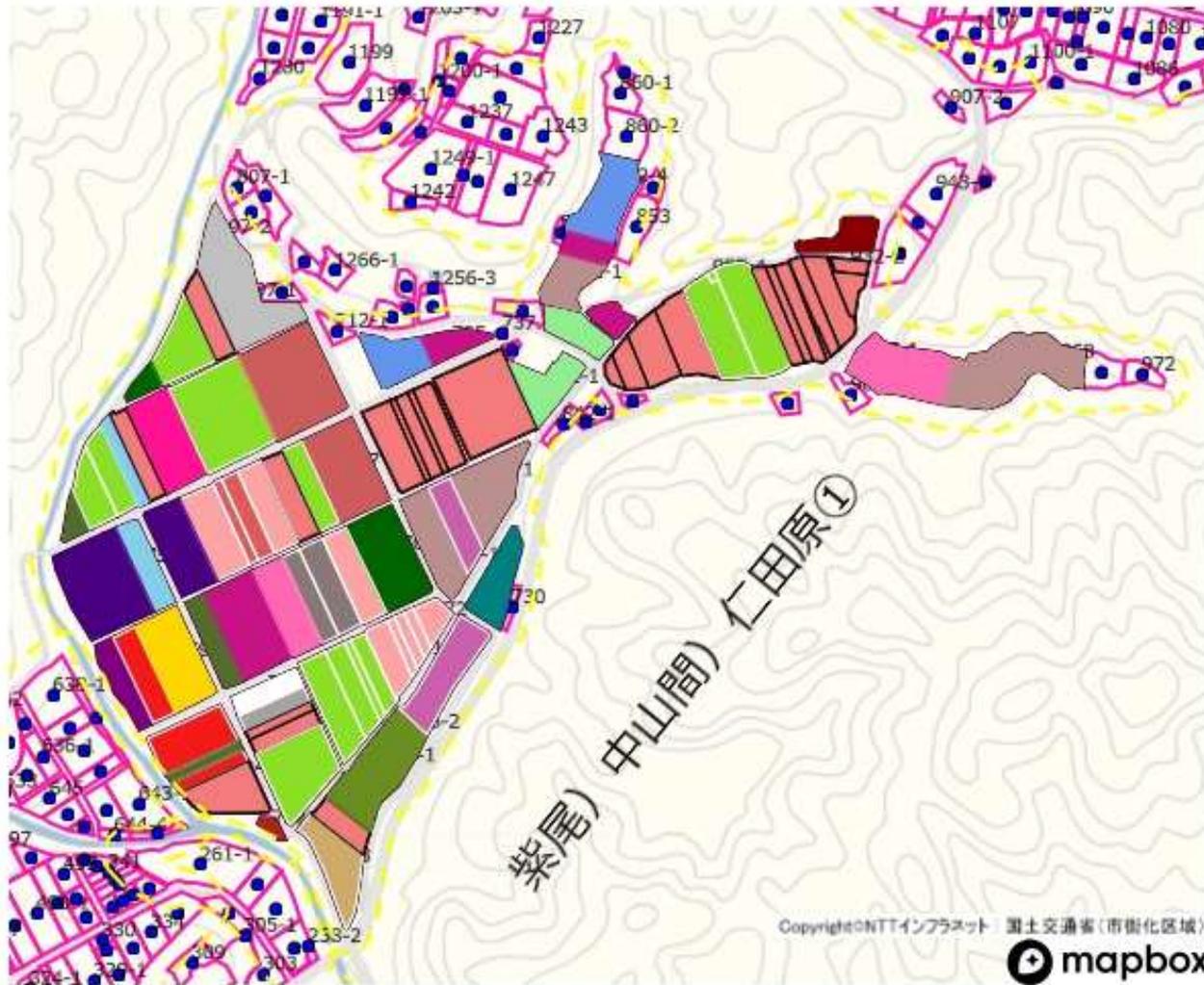




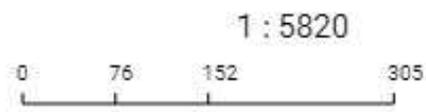
	A9		19
	1		20
	2		21
	3		22
	4		23
	5		24
	6		A1
	7		25
	8		26
	9		27
	10		28
	11		29
	12		30
	13		31
	14		
	A6		
	15		
	16		
	17		
	18		

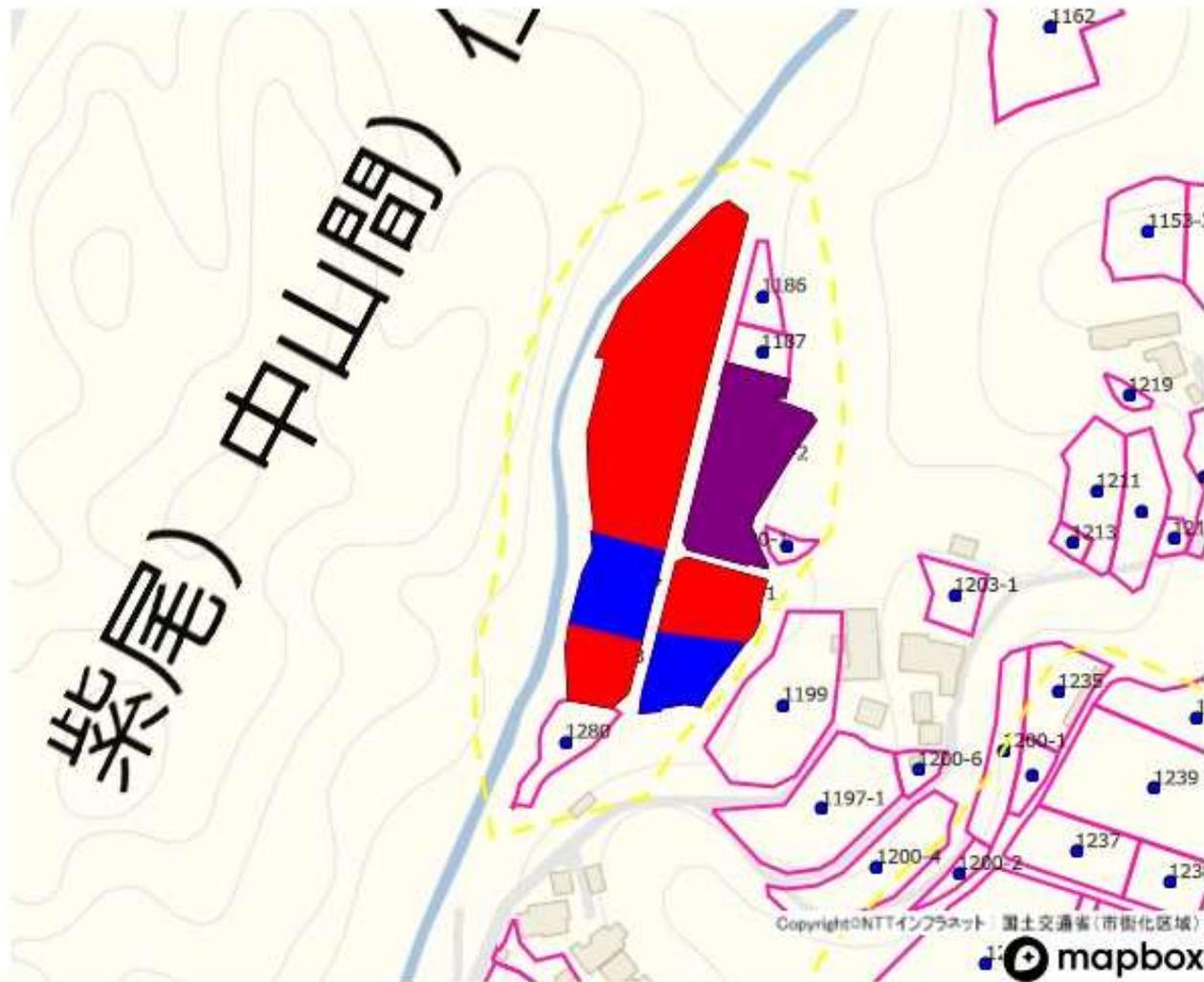
1:6180



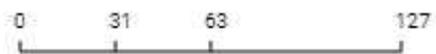


A9	17
1	18
2	19
3	A1
4	20
5	21
6	A7
7	22
A8	
8	
A6	
9	
10	
12	
13	
14	
A2	
15	
16	



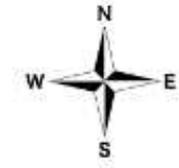


1 : 2363



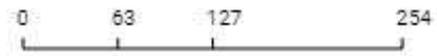
紫尾区	9
-----	---

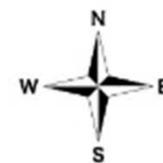




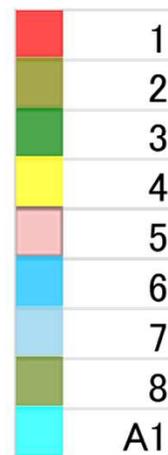
- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- A1
- A7

1 : 4749

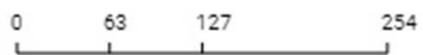


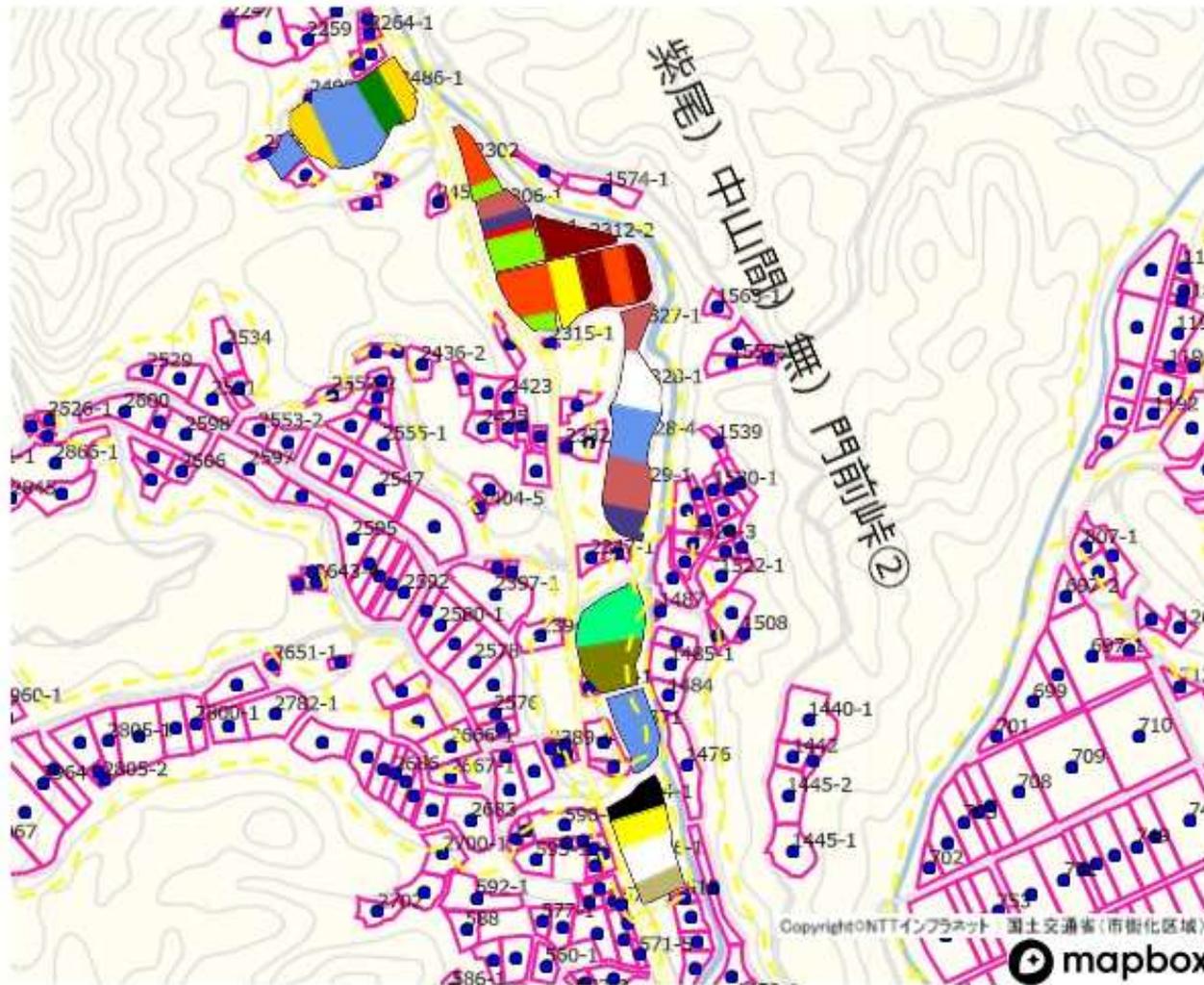


紫尾区	12
-----	----

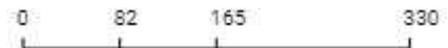


1 : 4862





1 : 6055





紫尾区	14
-----	----



1:3695

